



2024年5月13日

各 位

会社名 株式会社イントランス
代表者名 代表取締役社長 何 同 璽
(コード番号 3237 東証グロース)
問合せ先 管理部 部長 北川 雅章
(TEL 03-6803-8100)

自社株価予約取引契約の締結並びに第1回自社株価予約取引の申込に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、EVOLUTION Financial Groupの一員であるEVO FUND(以下「エボリューション」といいます。)との間で、自社株価予約取引に係る契約(以下「本契約」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、その背景および取引概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

<自社株価予約取引の概要>

「自社株価予約取引」とは、取引当初時の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、基本的に将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」と当該先渡価格との差額のみを精算(差金決済)する取引で、以下の効果をもたらす取引です。

- 終了時基準価格>先渡価格 --- 当社の差金受取り(株価上昇メリット)
- 終了時基準価格<先渡価格 --- 当社の差金支払い(株価下落リスク)

自社株価予約取引の実行に際しては、当社からの当該取引の申込みの後に、本契約に基づく取引(以下「本取引」といいます。)のヘッジ取引としてエボリューションが取引所金融商品市場において当社普通株式を取得する旨の連絡を受けております。このように当社普通株式が買付けられるという点において、自社株価予約取引は自己株式の取得に類似しておりますが、下表に示すとおり両者は異なる性質を持つ異なる取引です。なお、本取引の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。

<自社株価予約取引と自己株式の取得との比較表>

比較項目	自社株価予約取引	自己株式の取得
バランスシート効果	オフバランス取引 純資産に影響を及ぼさない	純資産の減少 借入金で実施する場合、負債の増加を伴う
会計上の取扱い	損益取引 決算期ごとに時価評価する	資本取引
純資産への影響	純資産は減少しない	純資産は減少する
当社株式の取得	なし(注)	当社が、当社普通株式を買付ける結果となる

当社株式の所有権及び議決権	当社に当社株式の所有権は移転せず、議決権は問題とならない	買付けた自己株式の所有権は当社に帰属するが、議決権は行使できない
エグジット戦略	原則、差金決済 但し、期限前解約をする場合： ①市場売却 ②自社株買い ③当社が指定する第三者（資本提携予定先等）に売却	①金庫株として保有 ②消却 ③再放出

(注) エボリューションが本取引のヘッジ取引として当社普通株式を取得することが企図されており、当社のエボリューションに対する申込金はその原資となりますが、当該申込金はエグジットの時点で当社に返却されるべく精算されることとなっています。

1. 本契約採用の背景及び目的

当社グループは、創業からの不動産事業に加え、2019年より新たな事業領域として、インバウンド旅行者をターゲットとしてホテル運営事業、インバウンド事業（以下、併せて「推進事業」といいます。）を推進しており、現在は国内で5棟のホテルを運営しております。また、今後は推進事業を拡大させることにより、当社グループの収益規模を大きく成長させることを計画しております。

こうした事業方針により、当社は2023年4月10日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、ホテルへの事業投資を進めるための資金調達を行いました。

しかしながら、当社グループは、推進事業における投資先を探す中、投資先候補となるホテル施設の発掘、精査、投資資金の確保などの作業において相当の時間を要し、これら作業が当社グループの推進事業への投資スピードを大きく遅らせている状況にあったため、2024年3月13日付「株式の売出し、親会社の異動及び主要株主の異動、並びに資本業務提携に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、事業パートナーと資本業務提携を締結し、協業を軸としてインバウンド、地方創生の投資を進めることといたしました。

その結果、事業パートナーがホテルへの事業投資資金調達に関し重要な役割を担う可能性が高くなったため、中長期的には当社によるホテル投資に係る資金の必要性は残るものの、目先の資金需要は和らげられました。

加えて当社は今後ホテルの開発・投資・運営を進める上で、当社事業と親和性が高くシナジーが期待できるより多くの企業との戦略的な資本業務提携を積極的に策定しており、これら資本業務提携先へ当社株式を保有いただくことを想定し自己株式の取得を検討しましたが、当社は現在、利益剰余金がマイナスであるため、自己株式取得を行うことができない状況にあります。

また自己株式の取得は当社の純資産を減少させるという懸念点もございます。

これら状況を考慮した結果、現在の余剰資金を有効に活用しつつ、戦略的に資本業務提携先へ当社株式を円滑に保有いただく選択肢が可能となる本取引を行うことにより、当社の経営戦略と柔軟な資本政策を図ることができ、かつ本取引の実施は、当社が掲げる企業価値・株式価値の向上に資するものと判断し、本契約締結に至ったものであります。

一方で、本取引で企図される自社株価予約取引は、上記の比較表の通り、オフバランス取引として純資産を傷めないというリットがあるものの、将来の株価変動リスクにより当社の損益に影響を与える可能性があるため、慎重に議論を重ねた結果、本取引の対象とする株式数の上限は1,800,000株としております。

2. 第1回自社株価予約取引契約の概要

本契約に基づく個別の本取引の対象株式数の総数は1,800,000株（以下「対象株式総数」といいます。）を上限としております。本契約に基づく個別の本取引は、対象株式総数を充足するまでは複数回に分けて異なる時期に行われることがあり、個別の取引に係る先渡取引期間は重複することがあります。

第1回自社株価予約取引契約は、本契約に基づき行われる初回の取引として、下記(4)に記載される対象株式数を上限に、その一部若しくは全部について、当社とエボリューションとの間で締結される自社株価予約取引です。

当社は、本日、第1回自社株価予約取引契約の申込みを行います。上記申込みに伴い、エボリューションは、本取引のヘッジ取引として、対象株式数の範囲内で当社普通株式の買付けを行うことが企図されています。但し、かかる買付けはエボリューションの裁量により行われるため、エボリューションが必ずしも対象株式数の上限まで買付けを行うというわけではありません。

第1回自社株価予約取引契約の概要は、以下のとおりです。

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 取引実行予定日 | 下記(4)に記載される対象株式数の上限まで買付けを行った日、又は下記(5)に記載される買付可能期間が終了した日 |
| (2) 取引の種類 | 株式先渡取引（差金決済） |
| (3) 対象株式 | 当社普通株式 |
| (4) 対象取得株式数 | 上限1,800,000株（2024年4月25日時点の当社総株主の議決権数の3.89%相当）。
但し、1株当たり140円を上限とする。
なお、当社が自社株価予約取引の申込みをする際には、当社が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。 |
| (5) エボリューションによる対象株式の買付可能期間 | 2024年5月14日～2025年5月13日。但し、エボリューションが合理的でないと判断する場合を除き、当社はエボリューションへの申込みにより買付可能期間を延長することができる。 |
| (6) エボリューションによる対象株式の取得方法 | 原則として市場より取得予定。 |
| (7) 先渡取引期間 | 第1回自社株価予約取引契約の締結時点から3年間とする。但し当社とエボリューションとは、協議のうえ、合意する条件で先渡取引期間を延長することができる。 |
| (8) 先渡価格 | 下記(9)に記載する当初基準価格に、取引期間に応じて次の割合（以下「先渡価格調整料率」といいます。）を掛けて算出した金額 |

		1年目の応当日直前まで：101.5%（端数切捨て） 1年目の応当日以降2年目の応当日直前まで：103.0%（同上） 2年目の応当日以降3年目の応当日直前まで：104.5%（同上） 期限前解約が行われた場合は、期限前解約の対象となった対象株式数に応じて調整される。
(9)	当初基準価格	エボリューションが本取引のヘッジ・ポジションの構築のために買付けた対象株式の買付価格の総額
(10)	先渡購入者	当社
(11)	先渡売却者	エボリューション
(12)	決済方法	以下の状況に応じて現金決済を行う。 ① 決済基準金額 下記(13)に記載する終了時基準価格から先渡価格を差引いた金額の絶対値 ② 終了時基準価格＞先渡価格の場合 終了時基準価格－先渡価格が正の値であれば、当社はエボリューションから決済基準金額の80%相当額を受取る ③ 終了時基準価格≤先渡価格の場合 終了時基準価格－先渡価格が負の値であれば、当社はエボリューションに対して決済基準金額100%相当額を支払う。
(13)	終了時基準価格	エボリューションが本取引について、終了時基準価格計算開始日から満期日（当日を含む）までの実務上可能な限り早い期間に、本取引のヘッジ・ポジションの解消のために売付けられた対象株式の売付価格の総額
(14)	終了時基準価格計算開始日	本取引の実行に際し、エボリューションにより通知される日付 当該日付は、エボリューションがヘッジ・ポジションの解消のための対象株式の売付けを行うにあたり、市況等や売却方法を勘案した上で最低限必要とされる期間を計算し、当該期間を確保するために設定される。
(15)	エボリューションによる対象株式の売付方法	下記いずれかの方法を想定している。 ① 立会内取引による売却 ② 立会外取引又は市場外取引による売却（ブロック取引等） ③ 事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）への応募による売却

なお、エボリューションが本取引のヘッジ・ポジション解消のための対象株式の売付けを取引所金融商品市場において行う場合には、価格については金融商品取引法施行令第26条の4及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第12条に定める空売り規制、また数量については有価証券の取引等の規制に関する内閣府

令第17条第3号の規定にそれぞれ準ずる規制をそれぞれ遵守し、市場株価及び出来高に配慮しながら行うものとする。

- (16) 期限前解約条項 当社が自社株買いを行う場合、市場売却による期限前解約を希望する場合、及び当社が指定する投資家が対象株式の購入に同意する場合は、本取引において、本契約所定の条件の下、その全部又は一部を任意に期限前解約することができる。
なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びエボリューションが対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。
- (17) 期限前解約時の決済方法 期限前解約が行われた場合、以下の状況に応じて現金決済を行う。
① 決済基準金額
下記(18)に記載する期限前解約時終了時基準価格から下記(19)に記載する期限前解約時先渡価格を差引いた金額の絶対値
② 期限前解約時終了時基準価格 > 期限前解約時先渡価格の場合
期限前解約時終了時基準価格 - 期限前解約時先渡価格が正の値であれば、当社はエボリューションから決済基準金額の80%相当額を受取る
③ 期限前解約時終了時基準価格 ≤ 期限前解約時先渡価格の場合
期限前解約時終了時基準価格 - 期限前解約時先渡価格が負の値であれば、当社はエボリューションに対して決済基準金額100%相当額を支払う。
- (18) 期限前解約時終了時基準価格 期限前解約の対象となった対象株式数につき、エボリューションが本取引のヘッジ・ポジションの解消のために売付けられた対象株式の売付価格の総額
- (19) 期限前解約時先渡価格 当初基準価格を、本取引のヘッジ・ポジション構築のために買付けた対象株式の株式数で除し、期限前解約の対象となった対象株式数を乗じ、更にその時点で適用のある先渡価格調整料率を掛けて算出した額
- (20) 期限前解約条項に基づく期限前解約に伴うペナルティ・コスト（損害金） なし
- (21) 申込金 本取引について、当社はエボリューションに対して、本取引の先渡価格と同等金額の申込金を差入れる。なお、取引条件が確定した際、申込金差入額が本取引の先渡価格の金額を上回る場合には、かかる余剰金額については直ちに当社に返還される。また、先渡価格の変更等の事情に伴い申込金の不足が生じた場合、先渡購入者は、直ちに当該不足額を先渡売却者に差し入れる。

本取引が終了する場合、エボリューションは、当社から受領した申込金の全額を当社に対して返還する。

なお、申込金とは別に本取引の媒介者として支援業務を提供するEVOLUTION JAPAN 証券株式会社へのアレンジメント手数料を支払うものとする。

(22) 先渡価格等の調整

対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株式発行等は含まれない）が生じた場合には、先渡価格等は調整される。

なお、会計上の取扱いについては、ヘッジ会計を適用せず、四半期決算ごとに時価評価いたします。すなわち、決算期末における当社普通株式の時価が1株当たりの個別先渡価格（先渡価格をエボリューションが本取引のヘッジ・ポジションの構築のために買付けた対象株式の株式数で割り付けて1株当たりの金額に引き直した額をいいます。以下同様とします。）を上回った場合は、「営業外収益」を計上いたします。営業外収益の計上は当社株価の上昇要因になると期待され、実際に株価が上昇した場合、更なる営業外収益の計上につながります。一方で、決算期末における当社普通株式の時価が1株当たりの個別先渡価格を下回った場合は「営業外費用」を計上いたします。営業外費用の計上は当社株価の下落要因となり、実際に株価が下落した場合、更なる営業外費用を計上するおそれがあります。

3. 自社株予約取引終了時における選択肢

当社が本取引のメリットを最大限に享受するため、本取引のエグジット戦略としては以下の選択肢が用意されており、この中から当社の経営判断、株価の変動に応じて機動的に決定することができる仕組みとなっております。

a) 満期終了

満期における終了時基準価格に基づき差金決済によって処理する。なお、先渡取引期間中に当社株価が上昇し、終了時基準価格が先渡価格を上回るような結果となった場合は、当該差金相当額を受領することになる。

b) 自己株式の取得のキャッシュフロー・ヘッジ

将来、先渡取引期間中に当社株価が上昇し、かつ当社が自己株式の取得を決定し、その時点での株価による自己株式の取得を行った際に、本契約を同時に期限前解約して差金相当額を受領することで、自己株式取得のキャッシュフローをヘッジすることができる。

c) 新しい投資家の発掘と株主構成再編

本契約期間中において、当社がIR（インベスター・リレーションズ）活動を行い、当社の経営に賛同して下さる新しい投資家等が現れた場合、当該投資家とエボリューションが合意することを条件に、エボリューションがヘッジ取引として取得していた対象株式を当該投資家へ売却することが可能となる。

d) 契約更改

本契約期間終了時点における金融・経済情勢を勘案して、エボリューションとの合意を条件に、本契約を延長する。

e) 解約

市場環境の変化等に応じて、本取引を期限前解約し、終了時基準価格に基づき差金決済により処理する。なお、先渡取引期間中に当社株価が上昇し、終了時基準価格が先渡価格を上回るような結果となった場合は、当該差金相当額を受領することになる。

4. エボリユーシヨンの概要

- | | | |
|------|-----------------|--|
| (1) | 名称 | EVO FUND (エボファンド)
c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited |
| (2) | 所在地 | One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005,
Cayman Islands |
| (3) | 設立根拠 | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社 |
| (4) | 組成目的 | 投資目的 |
| (5) | 組成日 | 2006年12月 |
| (6) | 出資の総額 | 払込資本金：1米ドル
純資産：約62百万米ドル(2023年12月31日時点)
議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. |
| (7) | 出資者・出資比率・出資者の概要 | (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) |
| (8) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役マイケル・ラーチ
代表取締役リチャード・チザム |
| (9) | 国内代理人の概要 | 該当事項はありません。
上場会社と当該ファンドとの関係 該当事項はありません。 |
| (10) | 上場会社と当該ファンドの関係 | 当社と当該ファンド代表者との間の関係 該当事項はありません。
当社と国内代理人との間の関係 該当事項はありません。 |

5. 今後の見通し

上記2. 末尾に記載のとおり、本取引により四半期ごとに時価評価に係る営業外損益が発生しますが、現段階におきましては、本取引によってもたらされる営業外収益又は営業外費用について、合理的な算出が困難であることから、当期の業績予想について、本取引の影響は勘案しておりません。

今後開示すべき状況が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以上